

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

平成十八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四九）
附則五条（平成二八・六・一八までに施行）

（検察官の通報）

第二十四条① 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判を除く）が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

② 略